本部町景観計画ガイドライン

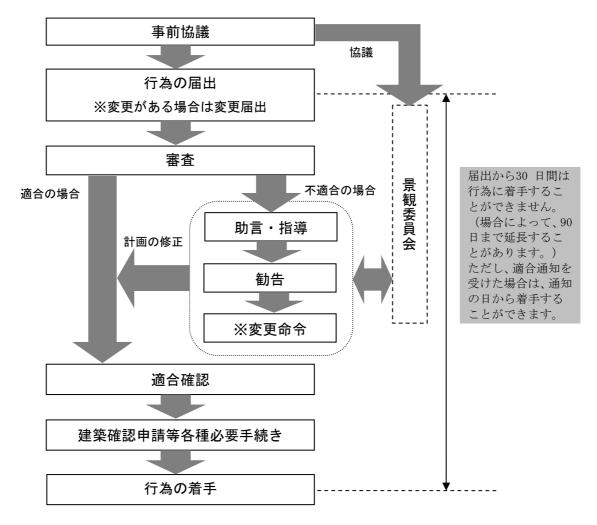
目次

1.	景観計画・景観条例の手続き	1
2.	届出対象行為	2
3.	景観形成基準	3
	1)建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる	
	修繕・模様替又は色彩の変更	. 3
	2)工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる	
	修繕・模様替又は色彩の変更	20
	3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	21
	4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	21
	5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	22

1. 景観計画・景観条例の手続き

景観法及び景観条例に基づく手続きの概要は、次の表のとおりです。また、次頁以降に届 出対象行為、景観形成基準について記載しています。

■景観法及び景観条例に基づく手続きの流れ

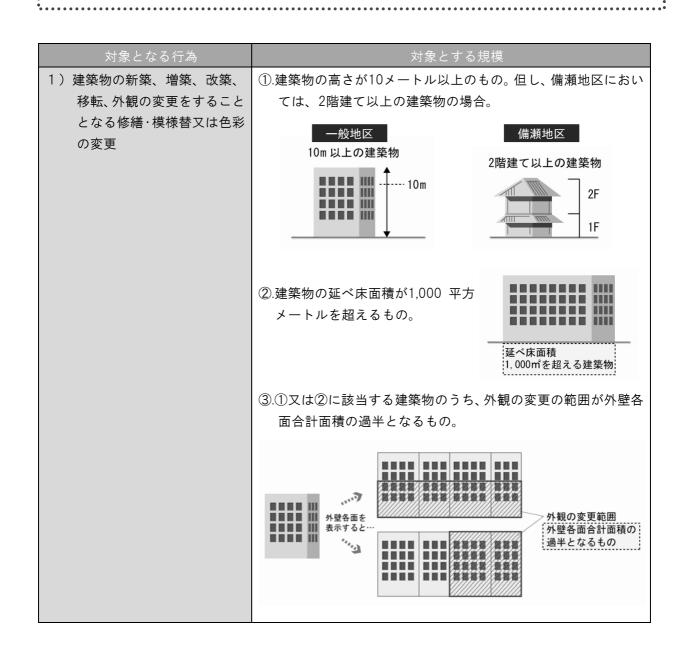


- ※変更命令は特定届出対象行為のうち、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠(形態意匠) について行うことができる。
- ※特定届出対象行為とは届出の対象となる行為のうち、以下の2 つである。
- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

2. 届出対象行為

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下 の行為を届出の対象とします。

- ※ 1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- ,※ 2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
 - 3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
 - 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 5) 屋外における物件の集積又は貯蔵
 - ※ 1) 2) は変更命令の対象となる特定届出対象行為(景観法第17条第1項)



対象となる行為	対象とする規模	
2) 工作物の新設、増築、改築、	①.擁壁、垣(生け垣を除く)、さく、塀その他これらに類するも	
移転、外観の変更をすること	ので、高さが3 メートルを超えるもの。	
となる修繕・模様替又は色彩	高さ3mを超えるもの	
の変更	3m	
	②.彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む)その他これらに類するものうち、高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さ)が、10 メートルを超えるもの、	
	又は築造面積が500 平方メートルを超えるもの。	
	10mを超える工作物	
	10m 築造面積 500㎡を超えるもの	
	③.①又は②に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10 平方メートルを超えるもの。	
3)都市計画法第4条第12項に規 定する開発行為	土地の面積が1,000 平方メートル以上のもの。	
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為にかかる土地の面積が3,000 平方メートル以上のもの。	
5)屋外における土石、廃棄物、	その集積又は貯蔵の高さが4 メートルを超えるもの、又はその用	
再生資源その他物件の堆積	に供される土地の面積が3,000 平方メートル以上のもの。	
	集積・貯蔵の高さ が4mを超えるもの	
	4m	

3. 景観形成基準

1)建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

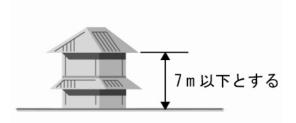
① 高さ

対象となる地区

建築物の高さは、原則として15メート ル以下とすること。但し、本町の景観 般地区 15m 以下とする 形成に関する方針に則している場合に おいてはその限りではない。 ・地形的特徴と周辺の景観に調和した 記念公園周辺地区 高さとすること。 地形的特徴と 周辺の景観に ・自然景観の美しさや調和を損なわな 調和した高さ い高さとすること。 とする

備瀬地区

建築物の高さは、原則として軒の高さ7メートル以下とすること。但し、本町の景観形成に関する方針に則している場合においてはその限りではない。



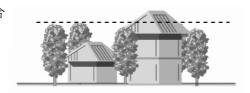
一般地区

背景となるムイ(森)の稜線を超えない こと。



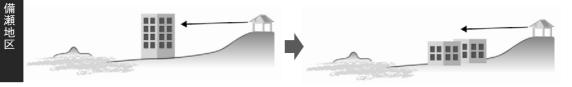
一 般 地 区 備瀬地区

フクギ屋敷林等の樹木が周辺にある場合 は、その高さを超えないこと。



一般地区 一般地区

周辺の主要な眺望点からの眺め(景色)に著しく影響を及ぼさない高さであること。



一般地区

周辺が低層の住宅地である場合は、まちなみ(スカイラインの連続性)を考慮した高さとすること。 _____



備瀬地区

周辺の家並みやフクギ並木を考慮した高さとすること。



一般地区

周辺にランドマークとなるような建造 物や大木がある場合は、その高さを超え ないこと。

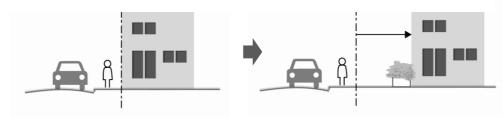


2 配置

机地区	景観形成重点地区	
一般地区	記念公園周辺地区	備瀬地区
i) 建築物の壁面は道路境界や 敷地境界からはできる限り 後退し、ゆとりと潤いのあ る空間の創出に配慮するこ と。 ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化 的景観要素がある場合は、 それらに十分に配慮した配	i) 建築物の壁面は県道 114 号線や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配	i) 建築物の壁面は道路境界及 び敷地境界からはできる限 り後退し、ゆとりと潤いの ある空間の創出に配慮する こと。 ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化 的景観要素がある場合は、 それらに十分に配慮した配
置とすること。 iii) 海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。 iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。	置とすること。 iii)海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。 iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。	置とすること。 iii)海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。 iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。



建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤い のある空間の創出に配慮すること。



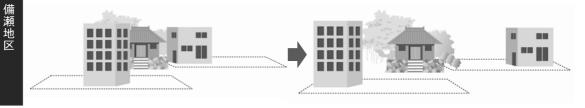
記念公園周辺地区

建築物の壁面は県道 114 号線や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと 潤いのある空間の創出に配慮すること。



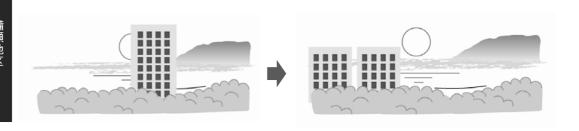
一般地区

周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。



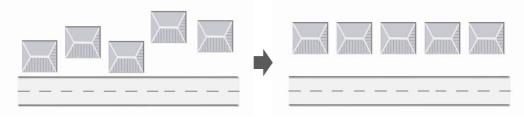
一般地区 機瀬地区 地区

海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。



一般地区 一般地区

現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。



③ 形態意匠

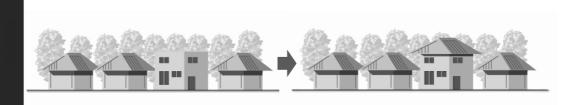
机比斯克	景観形成	重点地区
一般地区	記念公園周辺地区	備瀬地区
i)伝統的な集落地域においては、周辺と調慮すること。ii)現に良好な景観が接着観が接着観が接近に良好ながある地域に近好な地域良好なのでは、またいのでは、ないのでは、ないのでは、できないでは、できないでは、できないが、大規模に、ないが、大規模が、では、ないが、はいが、はいが、はいが、はいが、はいが、はいが、はいが、はいが、はいが、は	i) (i) (ii) (iv) (iv) (vi) (vi) (vi) (vi	i) 既存のフクギ並木等の緑が 形成する景観と調和するよ う、できる限り勾配屋根と すること。 ii) 建築物が大規模になる場合 は、分節、雁行等に よりボリューム感を軽減 し、周辺景観と調和しち 多こと。

対象となる地区

記念公園周辺地区

一般地区

伝統的な集落地域においては、周辺と調和する勾配屋根とする等配慮すること。



備瀬地区

既存のフクギ並木等の緑が形成する景観と調和するよう、できる限り勾配屋根と すること。



一般地区

記念公園周辺地区

現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成す る必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。



一般地区

記念公園周辺地区

本町の特徴的な起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。

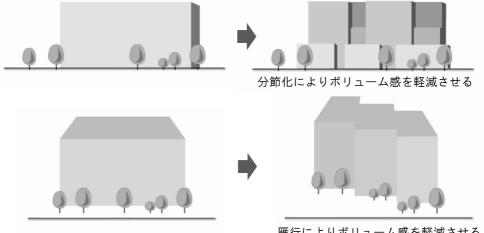


記念公園周辺地区

一般地区

備瀬地区

建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、 周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。



雁行によりボリューム感を軽減させる

記念公園周辺地区

- ・大規模な建築物は、地域のランドマークとして、風格のある、落ち着いた形 態として工夫されていること。
- ・国営沖縄記念公園海洋博覧会地区と調和した形態及び意匠とすること。

4 色彩

マンセル表色系による色彩表現

本ガイドラインにおいては、日本工業規格 (JIS) の標準色としても利用されているマンセル表色系 を用います。マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という 3 つの属性で表します。これによって、正確な色彩を表現することができます。

色相

色相とは、色合いを指します。赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) の 5 種類の 色相を基本色相とし、さらにそれぞれの中間色 相として、黄赤 (YR)、黄緑 (GY)、青緑 (BG)、青紫 (PB)、赤紫 (R) を加えた 10 色相を基本色としています。ひとつの色相を 10 分割し、それぞれの色相の中心位置を 5 として、5R、2.5R のように表します。

また、白・灰色・黒のような色は色相が感じられないので「無彩色」と呼び、色相をもつ色は「有彩色」と呼んで区別されます。無彩色は N (Neutral の記号で表します。

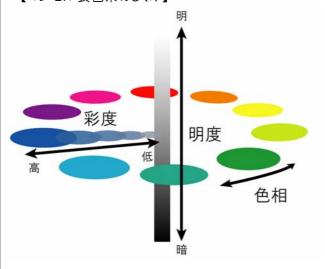
<u>明度</u>

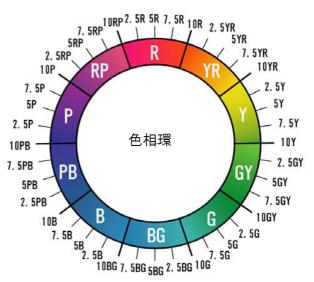
明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表示したものです。明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度

鮮やかさの度合いを 0 から 14 程度の数値で表したものです。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示します。彩度の最大値は、色相と明度によって異なり、濁りのない純色が最も彩度の高い色とされています。無彩色の彩度は 0 となります。

【マンセル表色系のしくみ】





色相が 5R、明度が 9、彩度が 2 の色は、 このように表します。

5R 9 / 2 色相 明度 彩度

ATLUS FOR	景観形成重点地区	
一般地区	記念公園周辺地区	備瀬地区
□屋根の色彩	□屋根の色彩	□屋根の色彩
i)極端な高彩度、低明度を避	i)極端な高彩度、低明度を避	i)極端な高彩度、低明度を避
けること。	けること。	け、フクギ並木等の緑と調
□外壁面の色彩	□外壁面の色彩	和した色彩とすること。
i)原色系の派手な色は使用せ	i) 落ち着いた色彩(マンセル	□外壁面の色彩
ず、落ち着いた色彩(マン	值:明度8以上、彩度2以	i) 原色系の派手な色は使用せ
セル値:明度8以上、彩度2	下)を基調とすること。	ず、落ち着いた色彩(マン
以下)とすること。	ii)派手な色(彩度 10 以上)	セル値:明度8以上、彩度
ii)背景となるムイ(森)の緑	を用いる場合の使用面積	2以下)とすること。
や海の青や農地の色彩との	は、商業・業務用途、宿泊	ii) フクギ並木等の緑と調和す
調和に配慮すること。	施設の場合は外壁(各面)	る色彩とすること。
	の 10%以内、住宅用途の場	
	合は5%以内とすること。	
	iii) 背景となるムイ(森)の緑	
	や海の青や農地の色彩との	
	調和に配慮すること。	

□屋根の色彩

対象となる地区

一般地区

極端な高彩度、低明度を避けること。



備瀬地区

極端な高彩度、低明度を避け、フクギ並木等の緑と調和した色彩とする こと。

□外壁面の色彩

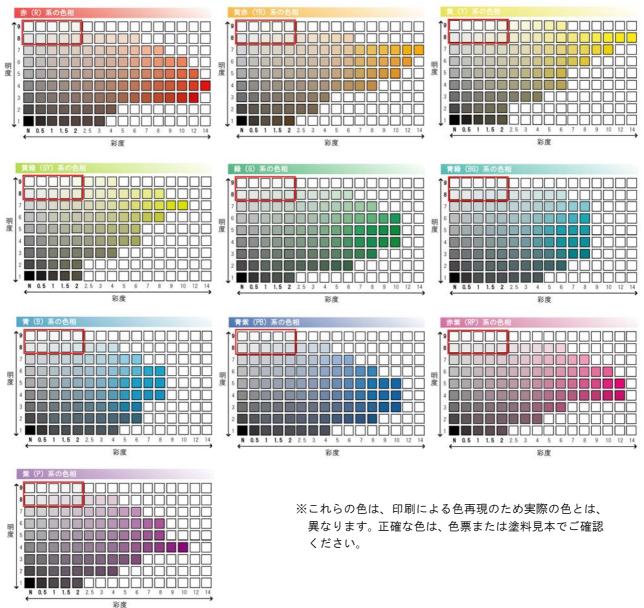
対象となる地区

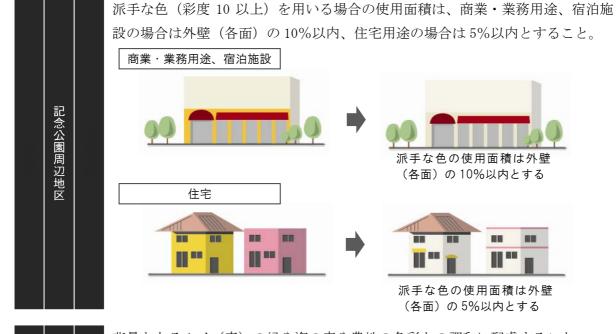


原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(マンセル値:明度8以上、 彩度2以下)とすること。

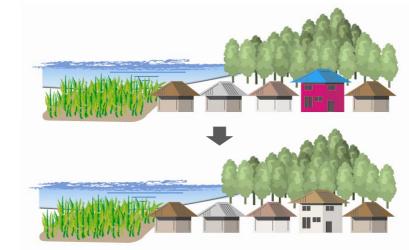


落ち着いた色彩(マンセル値:明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。





背景となるムイ (森) の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。



フクギ並木等の緑と調和する色彩とすること。



一般地区

記念公園周辺地区

備瀬地区

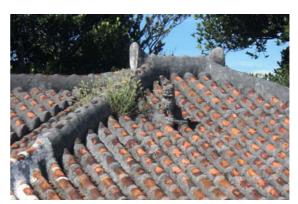
5 素材

क्षण गाण 🖾	景観形成重点地区	
一般地区	記念公園周辺地区	備瀬地区

- i)素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとすること。
- ii) 本町又は本県の景観特性を特徴づける地場産材を、できる限り活用すること。
- iii) 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を、できる限り使用すること。



石垣と赤瓦により沖縄県らしさを感じさせる(久米島町)



沖縄県らしい赤瓦屋根の住宅(本部町瀬底)



石灰岩を活用した石垣(本部町瀬底)



セメント瓦屋根の住宅(今帰仁村)



小さな石を積み上げた石垣(本部町古島)



花ブロックを活用した集合住宅(那覇市)

⑥ 敷地の緑化

AR III CO	景観形成	重点地区
一般地区	記念公園周辺地区	備瀬地区
i)敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。 ii)フクギ屋敷林等の良好で伝統的な景観が残されたの調が関辺とのおりないでは、周辺との樹木を図るよう努めること。 iii)景観資源となら、大規模な駐車場を設ける場合に、大規模な駐車場を設ける場合に、大規模な駐車場を設ける場合に、また、生垣で開囲を緑化し、道路を入れること。 iv)大規模な上の音動車が見えに、構造とすること。	i)敷粉には、	 i) 建築物を新築・建替えする際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、伐採しないこと。やむを得ずしたとのに代わること。 ii) 枯れたフクギや倒壊したフクギを植えること。 ii) 枯れたフクギを植えること。

船地区

敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。



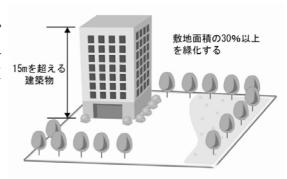
ブロック塀に囲まれた住宅。



生垣により緑化をはかり、うるおい ある街並みとなっている。

記念公園周辺地区

敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。但し、建築物の高さが15メートルを超えるものは、敷地面積の30%以上を緑化すること。



備瀬地区

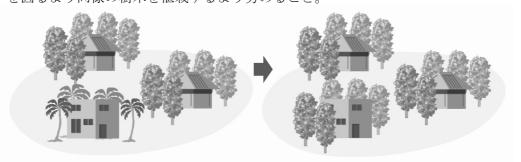
- ・建築物を新築・建替えする際、その 敷地内に良好な樹木がある場合は、 伐採しないこと。やむを得ずフクギ を伐採した場合には、それに代わる フクギを植えること。
- ・枯れたフクギや倒壊したフクギは伐 採し、それに代わるフクギを植える こと。



フクギ並木が残る集落景観(備瀬)

一般址区

フクギ屋敷林等の良好で伝統的な景観が残された地域においては、周辺との調和 を図るよう同様の樹木を植栽するよう努めること。



一般地区

景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・ 活用すること。



フクギの屋敷が残る集落景観(山川)

一般地区

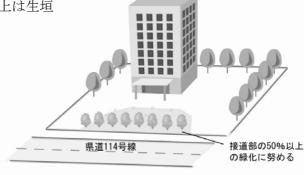
大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。



壁面緑化している立体駐車場(国営沖縄記念公園海洋博覧会地区)

記念公園周辺地区

県道 114 号線接道部の 50%以上は生垣 や植栽等、緑化に努めること。



記念公園周辺地区

- ・植栽樹種は、海岸からの潮風を考慮する等、地域の風環境に合ったものを選定すること。
- ・ホテル・沿道サービス施設等は、十分な空地が確保され、かつ安らぎや憩いの 場として、積極的に緑化に努めること。

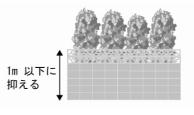
⑦ 垣・柵

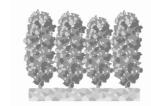
AN LIP LA	景観形成重点地区	
一般地区	記念公園周辺地区	備瀬地区
		i) 良好な景観を形成している 既存のフクギ等の屋敷林及 び石垣は、保全・活用する こと。 ii) 新たに垣を設ける場合は、 できる限りフクギ等の生垣 とすること。

対象となる地区

一般地区

- ・可能な限り生垣又は石垣とし、ブロック塀等の人工物を用いる場合は、1 メートル以下に高さを抑え敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。
- ・良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。







- ・良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷 林及び石垣は、保全・活 用すること。
- 新たに垣を設ける場合は、できる限りフクギ等の生 垣とすること。



ブロック塀や集合住宅により伝統的集落としての魅力が低下している。



良好な景観を形成している 既存のフクギの屋敷林等 は、保全・活用する。

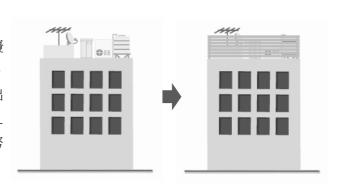
8 その他

én luk est	景観形成	重点地区
一般地区	記念公園周辺地区	備瀬地区
i) 外壁又は屋上に設ける設備	i) 外壁又は屋上に設ける設備	
は、パラペットやルーバー	は、パラペットやルーバー	
等で覆い、露出させず目立	等で覆い、露出させず目立	
たないよう配慮すること。	たないよう配慮すること。	
やむを得ず露出する場合	やむを得ず露出する場合	
は、公共空間から見えにく	は、公共空間から見えにく	
い位置に設置するよう努め	い位置に設置するよう努め	
ること。	ること。	
	ii) 設備の色は外壁の色と同一	
	色又は同系色にする等、目	
	立たないようにすること。	
	iii) 夜間の屋外照明は、過剰な	
	光が散乱しないようにし、	
	周辺の状況に応じて照明方	
	法等を工夫すること。	

対象となる地区

一般地区

外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。



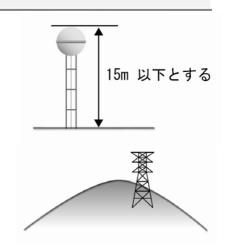
記念公園周辺地区

- ・設備の色は外壁の色と同一色又は同系色にする等、目立たないようにすること。
- ・夜間の屋外照明は、過剰な光が散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。

2)工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更(全地区共通)

① 高さ

- i) 工作物(電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む)その他これらに類するものを除く。)の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さ)は、原則として15メートル以下とすること。但し、本町の景観形成に関する方針に則している場合においてはその限りではない。また、擁壁の場合は、直立させず、極力高さを抑えること。
- ii) 背景となるムイ(森)の稜線を超えないこと。
- iii) 周辺の主要な眺望点からの眺め(景色)に著しく影響を及ぼさない高さであること。



2 配置

- i)既存の地形や樹木等の景観的特徴を阻害しない配置とすること。
- ii)周辺に御嶽等の歴史的景観要素がある場合は、それらに 十分に配慮した配置とすること。
- iii) 海岸付近に築造する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。
- iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、 または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺



③ 形態意匠

- i) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した形態及び意匠とすること。
- ii)建築物と一体的に築造する場合は、当該建築物と調和したデザインとなるよう配慮すること。

4 色彩

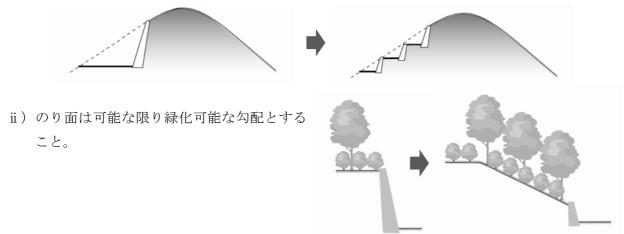
- i)極端な高彩度、低明度を避けること。
- ii) 背景となるムイ(森)の緑や海の青や農地との調和に配慮すること。

5 素材

i) 擁壁は、石積擁壁や自然の素材を用い、周辺の景観との調和を図ること。

3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(全地区共通)

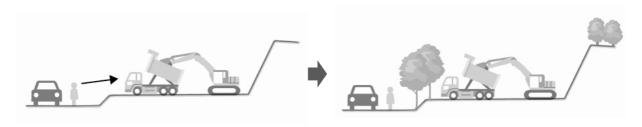
i) 大規模なのり面が生じないようにすること。



- iii) 擁壁が生じる場合には、擁壁は直立せず、極力高さを抑えること。
- iv) 擁壁が生じる場合には、自然石や植栽等により周辺景観との調和に配慮すること。
- v) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に 活かすこと。

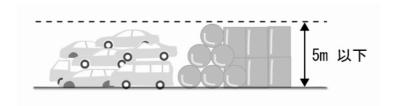
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(全地区共通)

- i) 土石の採取、鉱物の掘採の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ii) 採取を終了し、又は休止するときにあっては、当該終了部分又は休止部分について、必要な 埋め戻しを行い、かつ、緑化を行うこと。
- iii) 敷地周辺の緑化等、周辺の道路から遮へいに努めること。

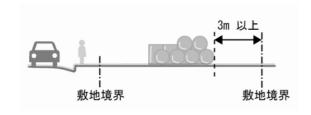


5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積(全地区共通)

- i) 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における景観に十分配慮すること。
- ii) 堆積高さが概ね5メートル以下であること。



iii) 堆積物から堆積に係る敷地の境界線までの距離を3メートル以上設けること。



- iv) 堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮へいするに十分な塀又は植栽帯が設けられていること。
- v) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、堆積の期間が必要最小限と認められるものであること。